

平成 26 年度事業計画

(自平成 26 年 4 月 1 日～至平成 27 年 3 月 31 日)

I. まえがき

昨年度のコンクリートポール・パイル産業を取り巻く経済情勢は、政権交代に伴う経済政策、金融政策の転換により、日本経済の長期低迷からの脱却、景気回復の期待が持てる環境となり、コンクリートポール・パイルの大きな需要回復の期待があったものの、需要構造の好転が見えないところから慎重な予測をしていたが、災害復旧・復興工事、防災工事などの本格化や円安を反映した国内企業の業績回復による民間需要の増加による下支えが見られ、平成 25 年度のパイルの出荷は予測を上回る結果となった。

平成 26 年度は、景気浮揚策に関わる施策を中心として引き続き国家予算の増額が図られ、コンクリートポール・パイルの需要環境としては、特に自然災害に対する国土強靱化を目指した公共事業費などの増額による建設需要、さらには、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた首都圏での再開発事業、全般的には国内産業の業績回復に伴う設備投資の回復などによる需要拡大が期待される。

このため、平成 26 年度のコンクリートパイルの需要予測量は、支持杭 981 千トン、節杭 185 千トン、高支持力対応杭 2,044 千トン、全体で 3,210 千トン、と前年度予測値比 107.0%、前年度実績比では 103.4%と予測した。

このような当産業を取り巻く景況感の下、コンクリートポール・パイルの製造及び品質等に関する調査研究、普及啓発等を行うことにより、当産業の健全な発展を図り、もってわが国産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目指して、前年度と同様の以下の事業を計画し推進することとする。

II. 事業計画

1. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する普及啓発

《総務・広報委員会及び事務局》

- (1) 官公庁、報道機関、調査機関及び試験機関等からの要請への対応及び普及啓発活動を行う。
- (2) 中小企業信用保険法の規定に基づく特定業種(セーフティネット保証制度)四半期毎に行われる業種指定への対応を行う。
- (3) 協会機関誌「礎」を発行する。
- (4) ホームページを維持管理する。
- (5) 各地区事務局との連携を密にした業務を推進する。

《安全・環境部会及び事務局》

- (1) 労働災害・労災保険率及び安全表彰事業場調査報告書の作成を行う。

- ① 事業所数
 - ② 災害件数・度数率・強度率
 - ③ 労災保険率
 - ④ 年間無災害事業場及び表彰事業場
- (2) 安全・環境部会及び地区安全・環境対策委員長定時合同会議を開催する。
 - (3) 安全表彰事業所の選出を行う。

《需要拡大部会・事務局》

各地区からの需要拡大に関する活動状況を収集し、それらの情報を提供する。
なお、必要に応じて情報交換のための全国需要拡大委員会連絡会を開催する。

2. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する情報の収集・提供

《需要動向調査委員会及び事務局》

- (1) コンクリートポール・パイルの各種統計調査と分析を行う。
 - ① 地区別生産・出荷及び月末在庫
 - ② 都道府県別・需要部門別出荷
 - ③ コンクリートパイルの径別生産・出荷
- (2) コンクリートポール・パイルの地区別需要動向調査及び次年度の需要予測を実施する

3. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する調査・研究

《技術委員会及び事務局》

- (1) コンクリート製品 JIS の性能照査型設計研究への対応を進める。
- (2) コンクリートポール・パイルの製造、品質に関わる関連 JIS の見直しと改正のための調査研究を行う。
- (3) 高強度鉄筋及び従来型鉄筋を用いた PHC くい（JIS 強化くい）についてせん断試験・曲げ試験等を実施し、耐力と変形性能を確認して、高強度鉄筋の使用を可能にすることにより、PHC くいの適用拡大等に資する研究を行う。

なお、この研究は、一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会と協同して実施する。
- (4) コンクリート製品 JIS 協議会の運営に参画し、JIS についての意見交換、関係所官庁への具申や要請を行う。

4. コンクリートポール・パイルに関する内外関係諸機関との連絡提携及び協力

《事務局》

経済産業省、国土交通省、厚生労働省、試験機関等及び関係団体と連携を図りつつ、関係業務に対処する。

- (1) 経済産業省等の関係省庁からの要請に基づく政府施策等について、会員

企業への周知等を行う。

- (2) セメント関連団体協議会、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会等の事業に参加し、他業界との情報交換に努める。

5. 本会の目的を達成するために必要な事業

次の2委員会の円滑な運営に努める。

- (1) 特別委員会：緊急を要する重要な特別案件への対応。
- (2) 運営委員会：正副会長会議からの諮問事項について審議・答申するとともに協会の各委員会から理事会へ上申する案件についての調整・審議を行う。